

令和8年度

経営管理権集積計画

森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により、経営管理権集積計画を定める。

整理番号：山産林集R8-2
森林経営計画区域：万江中部
団地名：(大字) 山田戊 (字) 宇那川
公告日：2026年(令和8年)4月1日
始期：2026年(令和8年)5月1日
終期：2036年(令和18年)5月31日
存続期間：10年間

山江村長 内山慶治

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	山産林集R 8-2		経営管理権の設定を受ける市町村（乙）		名称		所在地		熊本市球磨郡山江村大字山田甲1356番地の1												
			経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）		氏名又は名称		住所又は所在地														
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）																					
番号	登記事項証明書（若しくは林地台帳）の記載事項				森林資源解析情報							経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考				
	所在		地番	地目	面積	林小班等			現況												
	大字	字				小数点以下4位表示	森林簿の記載等	林相解析結果	独自識別情報	整理面積	地番毎面積計							林種	樹種	林齢	
					林班	小班	枝番	林相	識別	小数点以下2位表示											
1	山田戊	宇那川	1122番106	山林	1.4386	14	43	1	2	1	0.87	1.45	人	ヒノキ	63	森林経営管理権を設定した日を含む年度の、翌年度の初日から起算して10年を経過する日まで。	2026.5.1 (R8.5.1) から 2036.5.31 (R18.5.31) の10年間	別添1参照	別添2参照	別添3参照	経営管理権設定区域は別添図面のとおり。
2										0.37			人	ヒノキ	61						
3										0.15			天	広葉樹	60						
4										0.06			天	広葉樹	60						
5	山田戊	宇那川	1122番108	山林	0.0413	14	新設小班相追加		4	1	0.04	0.04	天	広葉樹	63						
6	山田戊	宇那川	1122番116	山林	0.7227	14	67	1	1	1	0.55	0.72	人	スギ	59						
7										0.03			天	広葉樹	59						
8										0.08			天	広葉樹	59						
9										0.06			人	スギ	59						
10	山田戊	宇那川	1122番120	山林	0.8755	14	105	1	4	3	0.03	0.88	天	広葉樹	61						
11										0.55			人	ヒノキ	61						
12										0.04			人	スギ	61						
13										0.26			人	ヒノキ	53						
14	山田戊	宇那川	1122番123	山林	0.3068	13	21		4	1	0.31	0.31	天	広葉樹	50						

- (記載注意)
- この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
 - 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。
また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (A) 欄の「面積」は、登記事項証明書（若しくは林地台帳）に記載された登記面積を記載することとし、記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）下記で下段に2段書きにする。
なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
 - (A) 欄の森林資源解析情報（航空レーザー測量による森林林相の解析結果等を基に村が独自で整理した小班林相）は、該当する森林簿の情報、及び現況の「面積」「林種」「樹種」「林齢」を記載すること。
 - (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）													経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考		
番号	登記事項証明書（若しくは林地台帳） の記載事項				森林資源解析情報								氏名又は名称	住所又は所在地	権原 の種類	同意印			
	所在		地番	地目	面積	林小班等				現況									
	大字	字				小数点以下 4位表示	森林簿の記載等		林相 解析 結果	独自 識別 情報	整理 面積	地番毎 面積計						林種	樹種
					林班	小班	枝番	林相	識別	小数点以下 2位表示									
1	山田戊	宇那川	1122番106	山林	1.4386	14	43	1	2	1	0.87	1.45	人	ヒノキ	63				
2						14	43	2	2	1	0.37		人	ヒノキ	61				
3						14	43	3	4	1	0.15		天	広葉樹	60				
4						14	43	4	4	1	0.06		天	広葉樹	60				
5	山田戊	宇那川	1122番108	山林	0.0413	14	<small>新規小班林相追加</small>		4	1	0.04	0.04	天	広葉樹	63				
6	山田戊	宇那川	1122番116	山林	0.7227	14	67	1	1	1	0.55	0.72	人	スギ	59				
7						14	67	1	4	2	0.03		天	広葉樹	59				
8						14	67	2	4	2	0.08		天	広葉樹	59				
9						14	67	2	1	1	0.06		人	スギ	59				
10	山田戊	宇那川	1122番120	山林	0.8755	14	105	1	4	3	0.03	0.88	天	広葉樹	61				
11						14	105	1	2	2	0.55		人	ヒノキ	61				
12						14	105	1	1	1	0.04		人	スギ	61				
13						14	105	2	2	1	0.26		人	ヒノキ	53				
14	山田戊	宇那川	1122番123	山林	0.3068	13	21		4	1	0.31	0.31	天	広葉樹	50				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

所在地（同上）

山江村長 内山慶治 （公印）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住所又は所在地（同上）

（実印）

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
 - ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところの立木の伐採及び、造林並びに保育等の事業を実施する。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は、当該森林の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売造林並びに保育等の事業を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施する。
- (2) 受託者の義務
 - ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同様の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権者は、甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- (3) 経営管理権の対象とする森林
当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。
- (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定
この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。
- (5) 租税公課の負担
甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。
- (6) 経営管理権の設定等の条件
 - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
 - ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
 - ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
 - ① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
 - ② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
 - ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 甲への通知
当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。
- (9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
 - ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
 - ③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求、及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を及び復旧及び復旧後の造林・保育費等の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。
- (10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
 - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
 - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
 - ④ 経営管理実施権者は、復旧及び復旧後の造林・保育経費の用に供してもなお保険金に残余がある場合には、当該森林の管理等に充てるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施
次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
 - ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
 - ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
 - ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
 - ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
 - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法
経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (14) 甲の通知及び届出
 - ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
 - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
 - ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
 - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他
この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

<経営管理実施権が設定されない場合>

乙は、下記の森林施業及び森林管理の全部又は一部を行うものとする。
但し、森林施業等の実施要件は乙が定めている市町村森林整備計画に準拠するとともに、当該森林が保安林台帳に記載ある場合には保安林の施業要件にも準拠する。
また、同計画にて設定している公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法が適合しない場合は、次期の同整備計画策定時に見直し等を行い、適合しての施業となるように努める。

【森林施業】

- 保育間伐（切捨間伐、又は集積間伐）／長伐期化／針広混交林化／複層林化
- 幼齢林が成林するまでの保育としての下刈、除伐、つる切り、枝打ち
- 作業路網の作設（新規開設）、同の整備（修理や幅員拡張等）、同の管理（路網巡視や除草等）
- その他の施業として、広葉樹林の整備、竹林の整備等、公道等の接近木除去等
なお、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮

【森林管理】

- 火災予防や病虫害及び気象災の確認のための定期的な巡視（林道等からの目視判断）
- 附帯施設等（鳥獣害防止施設（防護柵）等）の管理として、定期的な点検、及び必要な補修
- 必要な措置
 - ・ 経営管理実施権の設定地番であることの明示化（看板／境界標柱／境界杭）
 - ・ 林分境界の設定が必要な場合は、林分境界の明示
 - ・ 第三者の立入を受けやすい立地の場合は、立入禁止看板等の設置

<経営管理実施権が設定される場合>

経営管理実施権者は、下記の森林施業、森林管理及び販売管理の全部又は一部を行うものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に、乙及び経営管理実施権者で協議して決める。
但し、森林施業等の実施要件は乙が定めている市町村森林整備計画に準拠するとともに、当該森林が保安林台帳に記載ある場合には保安林の施業要件にも準拠する。
また、同計画にて設定している公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法が適合しない場合は、次期の同整備計画策定時に見直し等を行い、適合しての施業となるように努める。
なお、甲及び乙は、造林補助金制度の適用を受けるのに必要な森林経営計画等の策定が図れるよう経営管理実施権者に協力する。

【森林施業】

- 利用間伐
- 主伐
 - ・ 主伐後の伐採跡地の地拵、附帯施設等（鳥獣害防止施設（防護柵）等）設置、人工造林（植栽）
 - ・ 主伐後の成林するまでの保育としての下刈、除伐、つる切り、枝打ち
- 保育間伐（切捨間伐、又は集積間伐）／長伐期化／針広混交林化／複層林化
- 幼齢林が成林するまでの保育としての下刈、除伐、つる切り、枝打ち
- 作業路網の作設（新規開設）、同の整備（修理や幅員拡張等）、同の管理（路網巡視や除草等）
- その他の施業として、広葉樹林の整備、竹林の整備等、公道等の接近木除去等
なお、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮

【森林管理】

- 火災予防や病虫害及び気象災の確認のための定期的な巡視（林道等からの目視判断）
- 附帯施設等（鳥獣害防止施設（防護柵）等）の管理として、定期的な点検、及び必要な補修
- 必要な措置
 - ・ 経営管理実施権の設定地番であることの明示化（看板／境界標柱／境界杭）
 - ・ 林分境界の設定が必要な場合は、林分境界の明示
 - ・ 第三者の立入を受けやすい立地の場合は、立入禁止看板等の設置

【販売管理】

- 木材販売業務
- 木材精算業務

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

< 経営管理実施権が設定されない場合 >

【森林施業】について

- [森林施業の事業費額]に係る費用額の算定方法
- ・ [森林施業の事業費額]は、乙が独自に定める算定額を用いる。
- ・ [森林施業の事業費額]は、乙が負担する。
- ・ 乙が実施する森林施業においては、木材生産及び木材販売を想定していないことから、甲に支払われるべき金銭額は発生しないものとする。但し、森林施業の過程や結果においてやむをえず林外搬出し、これにて生じる木材生産や販売に伴う収益額は乙に帰属する。

【森林管理】について

- [森林管理の事業費額]に係る費用額の算定方法
- ・ [森林管理の事業費額]は、乙が独自に定める算定額を用いる。
- ・ [森林管理の事業費額]は、乙が負担する。

< 経営管理実施権が設定される場合 >

【木材販売管理】を伴う【森林施業】について

- [甲に支払われるべき金銭額]の算定方法
- ・ 経営管理実施権者が実施する利用間伐の場合において、[甲に支払われるべき還元額]は、収益（[木材販売収益額]）から、費用（[木材生産経費額] + [木材販売経費額] + [諸経費（労災保険料等及び監督費等）]）を控除した収益額をもとに算定する。
- ・ 経営管理実施権者が実施する主伐の場合において、[甲に支払われるべき還元額]は、収益（[木材販売収益額]）から、費用（[木材生産経費額] + [木材販売経費額] + [諸経費（労災保険料等及び監督費等） + [伐採後の植栽等経費一式]）を控除した収益額をもとに算定する。
- [木材販売収益額]の算定方法
- ・ [木材販売収益額]は、実際に木材を販売して得られた収益額、又は経営管理実施権者が乙に見積書で示した見積収益額、又は企画提案書で示した提案収益額を勘案して、いずれかの額により算定する。
- [木材生産経費額]の算定方法
- ・ [木材生産経費額]は、実際に木材の生産に要した経費額、又は経営管理実施権者が乙に見積書で示した見積収益額、又は企画提案書で示した提案収益額を勘案して、いずれかの額により算定する。
- [木材販売経費]の算定方法
- ・ [木材販売経費額]は、実際に木材の販売に要した経費額、又は経営管理実施権者が乙に見積書で示した見積収益額、又は企画提案書で示した提案収益額を勘案して、いずれかの額により算定する。
- [造林補助金]の適用
- ・ 経営管理実施権者は、利用間伐及び伐採後の植栽等のように[造林補助金]が適用できる施業においては、その経費を補うために[造林補助金]を適用できる。なお、この場合には費用として[造林補助金取扱手数料]を控除できる。

【木材販売管理】を伴わない【森林施業】について

- [森林施業の事業費額]に係る費用額の算定方法
- ・ [森林施業の事業費]は、費用（[森林施業の直接事業費額] + [諸経費（労災保険料等及び監督費等）]）にて算定する。
- ・ 森林施業に係る費用額においては、経営管理実施権者が負担する。
- [造林補助金]の適用
- ・ 経営管理実施権者は、森林施業において保育間伐等のように[造林補助金]が適用できる場合には、その経費を補うために[造林補助金]を適用できる。なお、この場合には費用として[造林補助金取扱手数料]を控除できる。

【森林管理】について

- [森林管理の事業費額]に係る費用額の算定方法
- ・ [森林管理の事業費額]は、費用[森林管理の直接事業費額] + [諸経費（労災保険料等及び監督費等）]にて算定する。
- ・ [森林管理の事業費額]は、経営管理実施権者が負担する。

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

< 経営管理実施権が設定されない場合 >

- 甲に対し、乙からの金銭の支払いは行わない。

< 経営管理実施権が設定される場合 >

【時期】

- 甲に対する経営管理実施権者からの収益額の支払いの時期については、木材販売収益確定後等において相互の協議により適切な時期に行う。
- 経営管理実施権者は、支払いの時期及びその内容について、乙に対し報告を行う。

【支払先及び方法】

- 甲が指定する口座への振込を行う。